

添付法令資料 4 :

商業銀行の地位決定及び監督フォローアップに関する 2017 年 4 月 4 日付
インドネシア共和国金融サービス庁規則 No.15/POJK.03/2017 (目次)
同月 7 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 システム上重要な銀行以外の銀行
 - 第 1 節 重大問題を有すると評価された通常監督におけるシステム上重要な銀行以外の銀行 (第 6 条)
 - 第 2 節 集中監督におけるシステム上重要な銀行以外の銀行 (第 7 条ないし第 14 条)
 - 第 3 節 特別監督におけるシステム上重要な銀行以外の銀行 (第 15 条ないし第 26 条)
- 第 3 章 システム上重要な銀行
 - 第 1 節 重大問題を有すると評価された通常監督におけるシステム上重要な銀行 (第 27 条)
 - 第 2 節 集中監督におけるシステム上重要な銀行 (第 28 条ないし第 32 条)
 - 第 3 節 特別監督におけるシステム上重要な銀行 (第 33 条ないし第 40 条)
- 第 4 章 雑則 (第 41 条)
- 第 5 章 制裁 (第 42 条)
- 第 6 章 経過規定 (第 43 条)
- 第 7 章 終則 (第 44 条及び第 45 条)